

公共料金の改定等について

令和7年4月14日

消費者庁 参事官(公益通報・協働担当)

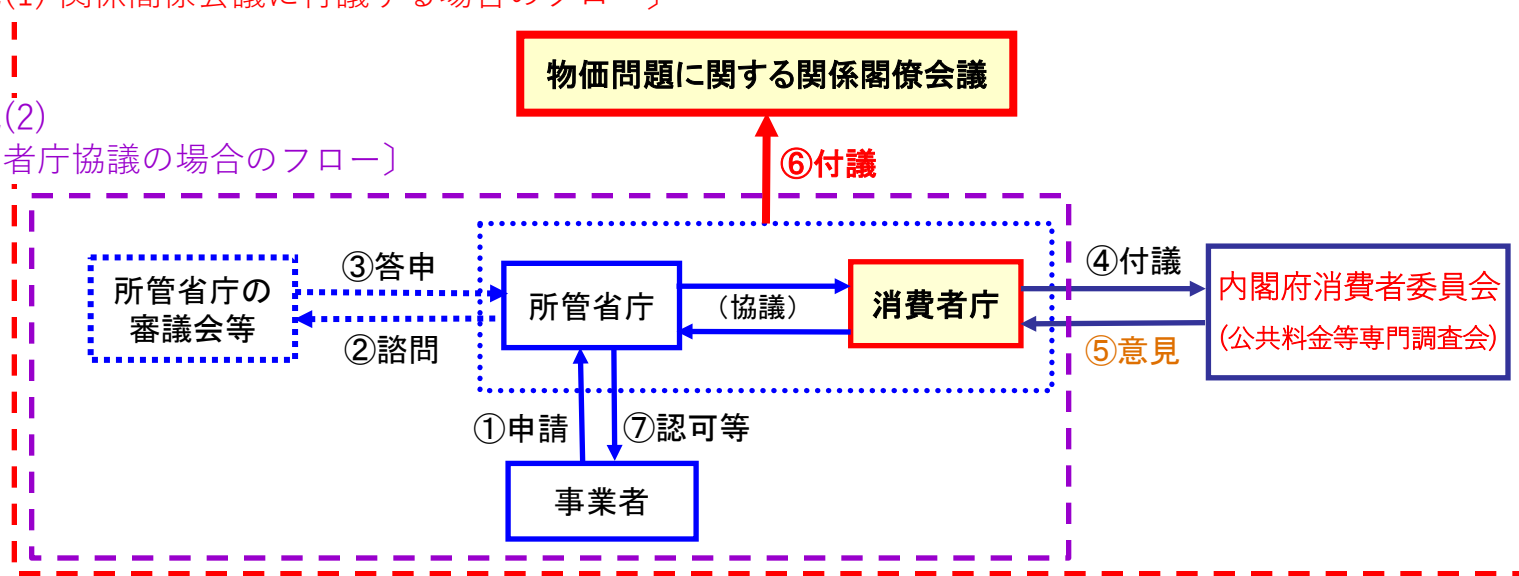
公共料金等の新規設定・変更における消費者庁の関与

* 公共料金等：料金・価格の新規設定・変更にあたって政府が決定、認可等を行うもの

- (1) 重要なもの： 内閣府消費者委員会の意見を付して、物価問題に関する関係閣僚会議に付議
(→その後、所管省庁が認可等)
- (2) その他一定のもの：消費者庁へ協議 (→その後、所管省庁が認可等)
- (3) 上記以外： 所管省庁において認可等を行う

〔上記(1) 関係閣僚会議に付議する場合のフロー〕

〔上記(2)
消費者庁協議の場合のフロー〕



◇ 物価問題に関する関係閣僚会議

目的：長期及び短期にわたる物価安定対策に関する重要問題について協議

主宰：内閣官房長官

構成員：内閣府特命担当大臣(消費者)、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

※必要に応じ、構成員以外の関係者(日本銀行総裁、公正取引委員会委員長等)の出席を求めることができる。

◇ 消費者基本法（昭和43年法律第78号）

第16条

2 国は、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であつてその形成につき決定、認可その他の国の措置が必要とされるものについては、これらの措置を講ずるに当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。

消費者庁協議が必要となる一定の重要な公共料金（例）

	物価問題に関する関係閣僚会議に付議	消費者庁へ協議
経済産業省	①東京電力等大手電力 9 社の供給約款料金<経過措置> ②東京・大阪・東邦ガスの 6 大都市(東京・大阪・名古屋・京都・神戸・横浜)に係る供給約款料金<経過措置> ※東京ガス、大阪ガスは、経過措置が令和 3 年10月 1 日に解除	①沖縄電力の供給約款料金<経過措置> ②各都市供給戸数15万戸以上の都市ガス事業者の供給約款料金<経過措置>
国土交通省	① J R 各社、民鉄大手15社、東京メトロ・大阪メトロ、5 大都市(東京・横浜・名古屋・京都・神戸)の公営地下鉄の旅客運賃の上限の変更のうち <u>重要なもの</u> ②東京都特別区内に係る大手民営バス 9 社、大阪シティバス、5 大都市(東京・横浜・名古屋・京都・神戸)の公営バス事業者の旅客運賃の上限の変更のうち重要なもの ③東京都特別区に係るタクシー事業者の基本運賃	①左記鉄道事業者の旅客運賃の上限の新規設定・変更(重要なものを除く) 等 ②左記バス事業者の旅客運賃の上限の新規設定・変更(重要なものを除く) 等 ③人口100万人以上の都市に係るタクシー事業者の基本運賃
総務省	①定形郵便物(25g以下)の料金の上限 ②N T T 東西の固定電話の通話料金(プライスキップ)の算定方法のうち重要なもの	①第三種郵便、第四種郵便の料金 ②N T T 東西の固定電話の通話料金(プライスキップ)の算定方法 (重要なものを除く) ③通常電報料

※平成23年3月14日物価担当官会議*申合せ「公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて」(令和7年2月14日最終改定)による

* 物価担当官会議：消費者庁長官を長として、関係各省庁の局長級・審議官級で構成(消費者庁は次長)

公共料金変更に係る認可などに際しての基本的な考え方

- 公共料金の新規設定や変更に係る認可などを行うに際しては、消費者基本計画において、消費者基本法第16条第2項の趣旨を踏まえ、消費者に与える影響を十分に考慮するよう求めており、以下、①～③を確認している。

◇ 消費者基本計画（令和7年3月18日閣議決定）

第4章 2.（2）

①公正な取引環境の確保

公共料金等の新規設定及び変更に係る決定、認可等における所管省庁との協議に当たっては、消費者に与える影響を十分に考慮し、決定過程の透明性の確保、消費者参画の機会の確保及び賃上げが適正に見込まれているかといった点も含めた料金の適正性の確保の観点から確認を行う。

①決定過程の透明性の確保

- ☐ 所管省庁の審議会等における審議過程が公表されているか

②消費者参画の機会の確保

- ☐ パブリック・コメント等の実施により、利用者等の意見を聴取しているか
- ☐ 所管省庁の審議会等において、消費者団体等を参画させているか
- ☐ 認可等の後、改定内容に関して消費者に分かりやすく丁寧な説明に努めることとしているか

③料金の適正性の確保

- ☐ 法令等に基づいた適切な料金が算出されているか
 - ・ 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えていないか
 - ・ 不当な便乗値上げとなっていないか
 - ・ 料金の算定に賃上げが適正に見込まれているか
- ☐ 料金の算定基準等が公表されているか

物価問題に関する関係閣僚会議の直近の開催状況

H24. 6. 27	N T T 東西の基準料金指数の算出方法の変更
H24. 7. 20	東京電力(株)の料金改定
H25. 3. 29	関西電力(株)及び九州電力(株)の料金改定
H25. 8. 2	東北電力(株)、四国電力(株)及び北海道電力(株)の料金改定
H25. 11. 29	消費税率の引上げに伴う定形郵便物等の上限料金の改定
H26. 2. 28	消費税率の引上げに伴う公共料金等(鉄道、バス、タクシー及びたばこ)の改定
H26. 4. 15	中部電力(株)の料金改定
H26. 10. 14	北海道電力(株)の料金改定
H27. 5. 15	関西電力(株)の料金改定
H27. 6. 26	N T T 東西の基準料金指数の算出方法の変更
H28. 12. 20	タクシー(東京都特別区・武三地区)の運賃組替え
H30. 6. 26	N T T 東西の基準料金指数の算出方法の変更
R1. 6. 28	消費税率の引上げに伴う定形郵便物等の上限料金の改定
R1. 8. 30	消費税率の引上げに伴う公共交通運賃の改定及びJ R 北海道の運賃改定
R3. 6. 29	N T T 東西の基準料金指数の算出方法の変更
R4. 10. 7	タクシー(東京都特別区・武三地区)の運賃改定
R5. 5. 16	北海道電力(株)、東北電力(株)、東京電力EP(株)、北陸電力(株)、中国電力(株)、四国電力(株)、 沖縄電力(株)の料金改定
R6. 5. 21	定形郵便物等の上限料金の改定